

佐呂間町の人事行政の運営等の状況

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 令和5年度における職員の採用の状況

区	分	新期採用数	暫定再任用 (フルタイム)	備考
一般行政職	事務職	7人	8人	
	技術職	3人	1人	
	計	10人	9人	

(2) 令和5年度における職員の退職の状況

定年退職	勸奨退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	合計
-	-	4人	-	1人	-	1人	6人

(3) 令和6年4月1日における職員数、職員数の増減の状況

区	分	令和6年	令和5年	増減数	増減の理由
一般行政部門	議会	2(0)	2(0)	-	
	総務	26(4)	27(4)	▲1	システム協議会へ出向職員の復職異動による減
	税務	6(1)	6(1)	-	
	民生	28(0)	28(0)	-	
	衛生	11(0)	9(0)	2	環境・保健衛生業務の体制強化
	農林水産	12(0)	12(1)	-	
	商工	2(0)	2(0)	-	
	土木	5(0)	6(1)	▲1	除雪センター技能労務職員の退職による減
計		92(5)	92(7)	0 (▲2)	
特別行政部門	教育	20(1)	20(1)	-	
公営企業等会計	水道	3(0)	3(0)	-	
	下水道	3(0)	3(0)		
	その他	25(1)	26(1)	▲1	介護保険担当の一部を会計年度任用職員にしたことによる減
計		31(1)	32(1)	▲1 (0)	
合計		143(7)	144(9)	▲1 (▲2)	

注) 1 職員数は、地方公共団体定員管理調査に基づく職員数

2 一般会計職員のうち、国民健康保険事業職員(2人)及び介護保険事業職員(1人)は公営企業等会計(その他)の区分に分類

3 () カッコ内の人数は、暫定再任用(フルタイム)の人数

(4) 令和6年4月1日における級別の職員数 (一般行政職)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職務内容	主技事師	主技事師	主任	係長 主査 保健師長	課長補佐 主任幹長 副館長	課長・参事 室長・園長 所長・館長 事務局長
職員数	20人	10人	2人	21人	16人	15人
構成比(%)	23.8%	11.9%	2.4%	25.0%	19.0%	17.9%

(令和6年度地方公務員給与実態調査)

2. 職員の人事評価の状況

(1) 令和5年度における職員の人事評価の状況

実施権者は町長。人事評価の基準、方法等に関する規則に基づき、能力評価及び業績評価を実施。

組織区分	被評価者	評価者	調整者	対象人数
町長部局	課長職	副町長	副町長	146人
	課長補佐級・係長級・係員級・暫定再任用	課長職	副町長	
教育委員会	課長職	教育長	教育長	
	課長補佐級・係長級・係員級・暫定再任用	課長職	教育長	
その他部局	課長職	副町長	副町長	
	課長補佐級・係長級・係員級・暫定再任用	課長職	副町長	

注) 評価期間は、令和4年10月から令和5年9月末まで(令和5年9月末在籍者)

3. 職員の給与の状況

(1) 令和5年度における人件費の状況(令和5年度一般会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和6.3.31現在)	歳出額(A)	人件費(B)	人件費率 (B/A)
佐呂間町	4,616人	6,661,195千円	934,191千円	14.0%

注) 一般会計決算額のため、特別会計に係る人件費等は含んでいません。

(2) 令和5年度における職員給与の状況(令和5年度一般会計決算)

職員数 (A)	給与				1人当たりの 平均給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
115人	390,052千円	47,635千円	152,359千円	590,046千円	5,131千円

注) 職員給与とは、人件費のうち、一般職の職員に対して支給される給料及び扶養手当、寒冷地手当、管理職手当、夜間勤務手当、通勤手当、時間外勤務手当、住居手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、共済費、退職手当に要する経費は含んでいません。

(3) 令和6年4月1日における職員の平均給料月額、平均年齢及び初任給の状況

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	初任給	
				大学卒	高校卒
一般行政職	299,676円	328,795円	41.1歳	196,200円	166,600円
技能労務職	275,500円	344,536円	51.4歳	196,200円	166,600円
暫定再任用	266,200円	274,537円	62.6歳	-	-

注) 1 平均給料月額とは、基本給の平均をいいます。(令和6年度地方公務員給与実態調査)

2 平均給与月額とは、給料及び職員手当(期末・勤勉手当、寒冷地手当、退職手当を除く)の合計額の平均をいいます。

3 初任給は、一般行政職の試験採用の場合によります。

(4) 令和6年4月1日における学歴別及び経験年数別の職員の平均給料月額

区分		経験年数					35年以上
		10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	
一般行政職	大学卒	280,700円	318,700円	366,300円	387,600円	401,100円	286,200円
	高校卒	255,400円	-	-	366,900円	380,900円	372,900円
技能労務職	高校卒	-	-	275,500円	-	-	-
暫定再任用	-	-	-	-	-	-	266,200円

(令和6年度地方公務員給与実態調査)

(5) 令和6年4月1日における職員に対する手当の状況

区分	支給の内容		支給職員数	1人当たり支給額
扶養手当	配偶者及び子以外の扶養親族：額6,500円 満22歳の年度末までの子：1人につき月額10,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合の加算額：1人につき月額5,000円		48人	月額 15,700円
住居手当	家賃、間代を月額16,000円以上支払っている職員に対し家賃の額に応じ支給（ただし、職員住宅の入居者は除く）：支給限度額28,000円 自ら住宅を新築、購入した職員に対し月額5,000円支給		73人	月額 9,100円
通勤手当	交通機関利用者 運賃等の額に応じ支給：最高限度額55,000円 自動車等使用者 通勤距離に応じ支給：月額2,000円～31,600円		9人	月額 8,400円
管理職手当	管理・監督の地位にある職員に支給 ・課長職：給料月額額の10% ・課長補佐職：給料月額額の8%		35人	月額 35,200円
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した場合に支給		55人	月額 10,300円
日直手当	週休日または休日に日直の勤務を命ぜられた職員に支給		9人	月額 4,400円
管理職員特別勤務手当	週休日または休日に勤務した管理職手当の支給を受ける職員に支給		8人	5,000円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給（1回：5,000円）		0人	月額 0円
寒冷地手当	世帯区分に応じて、11月から翌年の3月までの間に支給 ・扶養親族のある世帯主：月額26,380円 ・扶養親族のない世帯主：月額14,580円 ・その他職員：月額10,340円		131人	年額 86,600円
期末手当	(支給割合) 6月期 1.225月分 12月期 1.225月分 計 2.450月分	(役職加算) 3級の職務：100分の5 4・5級の職務：100分の10 6級の職務：100分の15	143人	年額 731,100円
勤勉手当	(支給割合) 6月期 1.025月分 12月期 1.025月分 計 2.050月分		142人	年額 611,800円

(令和6年度地方公務員給与実態調査)

- 注) 1 給料及び各種手当（寒冷地手当、期末手当、勤勉手当を除く。）の「支給職員数」の欄には、給料及び各種手当を令和6年4月分として、本来支給すべき職員数（ただし、時間外勤務手当、日直手当、管理職員特別勤務手当及び夜間勤務手当については、4月実働職員数）としている。
- 2 寒冷地手当、期末手当、勤勉手当の「支給職員数」の欄には、寒冷地手当にあっては、令和6年3月1日に在職する支給実職員数を、期末手当、勤勉手当にあっては、令和5年12月1日に在職する支給実職員数としている。
- 3 「1人当たり支給額」の欄には、令和6年4月分として支給すべき給料及び各種手当の支給総額のそれぞれについて、当該支給総額に対応する「支給職員数」の欄に記載されている職員数で除して得た額としている。
- 4 時間外勤務手当、日直手当、管理職員特別勤務手当及び夜間勤務手当の支給総額にあっては4月実働分支給総額とし、寒冷地手当、期末手当及び勤勉手当の支給総額にあっては、令和5年度実支給年額としている。

(6) 令和6年4月1日における職員の給与等の状況

区 分			支 給 月 額	
			現 行 (H26.4月～)	
給 料	町	長	750,000円	
	副	町 長	605,000円	
	教	育 長	540,000円	
報 酬	議	長	275,000円	
	副	議 長	225,000円	
	常 任 委 員 長 議 会 運 営 委 員 長		205,000円	
	議	員	185,000円	
区 分			管 理 職 手 当	住 居 手 当 (自 己 所 有) ※ 特 例 措 置 で 当 分 の 間 減 額
			現 行 (H26.4月～)	
一	般	職	課長職 10% 課長補佐職 8%	(措置後) 月額5,000円 (措置前) 月額8,000円

4. 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 令和6年4月1日における職員の勤務時間（標準的なもの）

1週間の勤務時間	開 始 時 間	終 了 時 間	休 憩 時 間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	12:00～13:00

(2) 令和5年における職員の年次有給休暇の取得状況（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

総給与日数 (A)	総取得日数 (B)	対象職員数 (C)	平均取得日数 (B/C)	取得率 (B/A)
5,318日	1,222日	142人	8.6日	23.0%

(3) 令和5年度における時間外勤務の状況（※管理職は除く）

時 間 外 ・ 休 日 勤 務 年 間 総 時 間	時 間 外 ・ 休 日 勤 務 職 員 数 (延 べ 人 数)	職 員 一 人 当 た り の 年 間 平 均 時 間
4,496時間	548人	7.7時間

※対象：正職員・再任用職員（一般職） 特別会計を除く

5. 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業の取得状況（令和5年度）

職 員 区 分	育 児 休 業 対 象 者 数	取 得 者 数	取 得 率
男 性	4人	1人	25.0%
女 性	4人	4人	100.0%
計	8人	5人	62.5%

(2) 介護休暇の取得状況（令和5年度） 介護休暇取得者なし

6. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 令和5年度における職員の分限の件数

処 分 事 由	地 方 公 務 員 法	降 任	免 職	休 職	降 給
人事評価又は勤務の状況を示す事実 に照らして、勤務実績が良くない場合	第28条第1項第1号	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合	第28条第1項第2号及び 同条第2項第1号	1人	0人	1人	0人
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	0人	0人	0人	0人
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	0人	0人	0人	0人
刑事事件に関し起訴された場合	第28条第2項第2号	0人	0人	0人	0人
条例に定める事由による場合	第27条第2項	0人	0人	0人	0人
地方公務員法第28条第4項により失職した者		0人	0人	0人	0人

(2) 令和5年度における職員の懲戒の件数

処 分 事 由	地 方 公 務 員 法	戒 告	減 給	停 職	免 職
法令に違反した場合	第29条第1項第1号	0人	0人	0人	1人
職務上の義務に違反し又は職務を怠っ た場合	第29条第1項第2号	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 のあった場合	第29条第1項第3号	0人	0人	0人	0人

7. 職員のサービスの状況

(1) 令和5年度における営利企業等の従事の許可の件数

営利を目的とする会社その他の団体の役員等を兼ねる場合	0件
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0件
報酬を得て事業又は事務に従事する場合（統計調査等）	30件

8. 職員の退職管理の状況

(1) 令和5年度退職者の状況

定年退職	勸奨退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	失 職	死亡退職	合 計
-	-	4人	-	1人	-	1人	6人
当該団体内で再就職したもの							0人
当該団体以外に再就職したもの							4人
再就職しない者、不明の者							2人
計							6人

9. 職員の研修の状況

(1) 令和5年度における職員の研修の実施状況

主催	研修名	研修所	人数	研修期間
オホーツク 町 村 会	町村新規採用職員基礎研修会	遠軽町	6人	10月24日～10月26日
	町村初級職員研修会	遠軽町	4人	8月1日～8月3日
	町村中級職員研修会	遠軽町	6人	7月11日～7月13日
	法務（基礎）研修	遠軽町	4人	9月5日～9月5日
	町村監督者研修	遠軽町	2人	8月22日～8月24日
北海道市町村職員 研修センター	「管理能力」研修	札幌市	1人	10月4日～10月6日
市町村職員中央研修所 （市町村アカデミー）	管理職研修	千葉県	1人	10月9日～10月12日

10. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 令和5年度における職員の厚生制度の状況

① 職員の保健に関すること（健康診断等の実施状況）

健康診断の種類	実施期間	受診者数
一般健診	令和5年5月から 令和6年3月まで	44人
腰痛検査	令和5年5月から 令和6年3月まで	34人
総合健診（人間ドック）	令和5年5月から 令和6年3月まで	94人
ストレスチェック	令和5年9月から 令和6年3月まで	132人

② 職員の元気回復に関すること … 未実施

③ その他職員の厚生に関すること … 未実施

注）本表は、地方公務員法第42条の規定に基づく職員の厚生制度の状況

※「ストレスチェック」は、労働安全衛生法第66条の10の規定に基づく心理的な負担の程度を把握するための検査

(2) 職員互助団体への助成状況

団体名	助成金額	備考
佐呂間町役場職員親睦会	0円	助成なし

(3) 令和5年度における職員公務災害補償の状況

区分		災害件数
公務災害	職務遂行中の負傷	0件
	職務に伴う合理的行為又は準備・後始末中の負傷	0件
	出張中の負傷	0件
	レクリエーション参加中の負傷	0件
	その他の行為中の負傷	0件
通勤災害（通退勤途上中の負傷）		0件

11. 勤務条件に関する措置の要求の状況

措置要求件数	0件	(令和5年4月1日～令和6年3月31日)
--------	----	----------------------

12. 不利益処分についての不服申立ての状況

不服申立件数	0件	(令和5年4月1日～令和6年3月31日)
--------	----	----------------------

13. 苦情処理の状況

苦情処理件数	0件	(令和5年4月1日～令和6年3月31日)
--------	----	----------------------